

## 質問及び回答書

工事名： 北浦林道改良工事（北浦橋）

入札公告日： 令和8年4月28日

開札日： 令和8年6月1日

宮崎森林管理署

質 問	回 答
<p>①工事材料の調達について</p> <p>1. 昨今の世界情勢に起因する資材調達が大変厳しい状態となっておりますが、今後予想される価格の高騰、さらに資材入手の遅延について、請負契約後の柔軟な設計変更はしていただけるのでしょうか。</p> <p>②現場通勤について</p> <p>1. 県道田代八重・綾線は、気象状況や道路状況により度々通行止め等の規制がかかりますが、工事期間中不測の事態により熊本県側からの通勤となった場合は、経費について別途補正計上をしていただけるのでしょうか。</p> <p>③工事積算について</p> <p>1. 2号代価表の塗膜塗装工積上げに係わる以下の各代価表について、諸雑费率計算は、材料費及び労務費を対象としてよいのでしょうか。</p> <p>2. 5号代価表の枠組足場に計上するラフテレーンクレーンの賃料は、長期割引は「なし」でよろしいのでしょうか。</p> <p>3. 23号代価表の足場工（吊足場タイプA1）単価の出展根拠をお教えてください。</p> <p>4. 24号代価表の足場工（吊足場タイプA3）単価の出展根拠をお教えてください。</p> <p>5. 25号代価表の枠組足場（タイプA3）単価の出展根拠をお教えてください。</p> <p>6. 26号代価表の養生シート損料単価の出展根拠をお教えてください。</p>	<p>1 資材等の価格高騰については、国有林野事業工事請負契約約款第26条に基づき、設計変更の対象となることから監督職員と協議願います。また、資材入手の遅延についても、必要に応じて工期の延長を監督職員と協議願います。</p> <p>1 現場通勤については、工事期間中において不測の事態により通勤経路が変更となり、通期補正率に変更が生じた場合は、設計変更の対象となることから監督職員と協議願います。</p> <p>1 塗膜塗装工に係る各代価表の諸雑费率計算については、以下のとおりとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・28号代価表(素地調整工)：労務費</li> <li>・29号代価表(表面皮膜処理工)：労務費</li> <li>・30号代価表(防錆塗装工(1層目))：労務費</li> <li>・31号代価表(防錆塗装工(2層目))：労務費</li> <li>・32号代価表(中塗塗装)：材料費及び労務費</li> <li>・33号代価表(上塗塗装)：材料費及び労務費</li> </ul> <p>2 型組足場に計上したラフテレーンクレーンについては、長期割引を適用しています。</p> <p>3~6 23~26号代価表については、「橋梁架設工事の積算（令和7年度版）」にて設計積算しています。</p>